第明三治二十五種郵便物認可

平成２２年（フ）第３４号
長野市大字若槻団地１番地297、前住所長野市伊勢宮１丁目38番13号
債務者　日野　雅明
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８１号
長野市安茂里小市３丁目18番１―205号　小市南団地Ａ４
債務者　坂本登美子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８４号
長野市稲里町中央３丁目19番10―105号、前住所長野市稲里町田牧613番地５
債務者　神山　和博
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８６号
長野県須坂市大字塩川730番地１、前住所長野市大字西尾張部1001番地４なでしこ108号
債務者　藤井　秀紀
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１号
長野県佐久市中込648番地３
債務者　中島　　享
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第８７号
徳島県海部郡美波町奥河内字寺前490番地43
債務者　阿部　初恵
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第８２２号
高知市神田43番地17　沖野方
債務者　上野　高徳
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０１号
高知県土佐市蓮池2436番地３
債務者　結城　朱美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０５号
高知市北高見町28番地14
債務者　澤田みち子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０７号
高知市中久万299番地２
債務者　丸本　雄成
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１２号
高知市大津乙675番地16
債務者　片山さゆき
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１６号
高知市一宮中町２丁目１番18号　ヴィラ一宮Ｃ棟１Ａ
債務者　北川　俊一
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１８号
高知市一宮南町２丁目７番19号
債務者　小笠原美佐
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１９号
高知市中水道４番５号　窪田アパート
債務者　式地　優済
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２号
福岡県直方市大字頓野2554番地６
債務者　藤脇久美子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２３号
福岡県直方市大字頓野2554番地６
債務者　三根千恵子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２７号
福岡県直方市大字上新入1628番地10
債務者　谷口　美子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第３０号
福岡県宮若市磯光1305番地
債務者　森　　慎也
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所直方支部